

多治見市宅地開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、駅周辺居住誘導区域内での宅地開発に係る経費の一部を補助することにより、住宅用地への利用転換を誘導・促進し、もって移住定住人口の増加とともに市税増収を図るため、宅地開発を行う者に対し多治見市宅地開発補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、多治見市補助金等交付規則(平成8年規則第14号)第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域として多治見市立地適正化計画に定める多治見駅周辺地区のうち、市長が別に定める区域を除く区域をいう。
- (2) 宅地開発 住宅を建築する目的で行う測量、分筆、合筆、登記、土地の区画形質の変更及び公共施設の整備を行うことをいう。
- (3) 公共施設 道路(多治見市土地開発基準(平成2年告示第55号)の規定に適合する幅員が6メートル以上の舗装されている道路に限る。ただし、既存道路の幅員が6メートル未満であって、第4条に規定する補助対象事業により、既存の道路中心線から水平距離3メートル以上後退した線までを開発に伴う道路とする場合を含む。)及び上下水道施設で公共の用に供する施設をいう。
- (4) 事業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、宅地開発を行う事業者又は工事施工者(法人登記を有する土地開発業者をいう。)であって、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納している者(市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を除く。)
- (2) 多治見市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が

行う駅周辺居住誘導区域内の宅地開発であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 公共施設の整備が多治見市土地開発基準に適合すること。

(2) 2区画以上の宅地分譲が行われること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1区画当たり50万円とし、500万円を上限とする。

2 補助金の交付は、前条第2号の宅地分譲に係る土地につき1回限りとする。

(事業の計画、承認)

第6条 補助対象者は、宅地開発に係る工事着工の30日前までに多治見市宅地開発補助事業計画書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 公図の写し

(4) 土地の登記事項証明書又はその写し

(5) 宅地開発の設計図面（現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画横断図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図等）

(6) 工事施工者に係る法人の登記事項証明書の写し（法人のみ対象）

(7) 事業者（宅地建物取引業者）の免許証の写し

(8) 宅地開発に当たり法令等に定める許可を受けていることが分かるもの

(9) 宅地開発に係る経費の見積書の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、多治見市宅地開発補助事業計画承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(工事の着工)

第7条 前条第2項の規定により事業計画の承認を受けた者（以下「事業認定者」という。）は、工事着工後速やかに多治見市宅地開発補助事業着工届（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(変更承認)

第8条 事業認定者は、事業の計画（第6条第1項に基づき提出した書類を含む。）を変更しようとするときは、市長と協議の上、多治見市宅地開発補助事業変更計画書（別記様式第4号。以下「事業変更計画書」という。）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めると

きは、事業変更計画書の提出を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査し、多治見市宅地開発補助事業変更計画承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により事業認定者に通知するものとする。

（事業の中止）

第9条 事業認定者が、事業を中止しようとするときは、多治見市宅地開発等補助事業中止届（別記様式第6号）を市長に届け出なければならない。

（工事の完了）

第10条 事業認定者は、宅地開発が完了したときは、多治見市宅地開発補助事業完了届（別記様式第7号）を提出しなければならない。

（補助金の申請）

第11条 事業認定者は、宅地開発が完了したときは、開発完了の日から起算して60日又は完了の日が属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、多治見市宅地開発補助金交付申請書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象事業に公共施設の整備が含まれる場合は、多治見市土地開発指導要綱（令和5年告示第54号）第11条第7項に規定する関連公共施設の帰属申出書又は関連公益施設の寄附申出書を市が受理した場合に限り、補助金の申請ができるものとする。

（1） 竣工図

（2） 工事完了写真

（3） 宅地開発に係る契約書の写し（事業者自ら施工する場合を除く。）

（4） 宅地開発に係る経費の支払金額が分かるもの（事業者自ら施工する場合は、事業費の支出を証する書類）

（5） 納税証明書

（6） 公共施設の所有権が移ったことが分かるもの（帰属申出書又は寄附申出書等）

（7） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、多治見市宅地開発補助金交付決定通知書（別記様式第9号）により事業認定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、多治見市宅地開発補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により交付決定を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付に関して付した条件及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長がこの要綱の趣旨に照らして不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定及び令和11年度の予算に係る補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

(多治見市補助金等交付要綱の一部改正)

3 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 2 総務の款7 移住支援事業の項1 移住支援事業の目1 移住支援事業の節に次のように加える。

| | | | | | |
|---------------|-------------------|--------|--------|--------|--|
| 5 駅周辺区域宅地開発事業 | 市の宅地開発補助金交付要綱による。 | 要綱による。 | 要綱による。 | 要綱による。 | |
|---------------|-------------------|--------|--------|--------|--|

別表第4 2 総務の款7 移住支援事業の項1 移住支援事業の目1 移住支援事業の節に次のように加える。

| |
|---------------|
| 5 駅周辺区域宅地開発事業 |
|---------------|